**令和３年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）**

～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

**第１ 目的**

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。

さらに列車内殺傷事件が立て続けに発生したことを踏まえ、テロや傷害事件等（以下「テロ等」という。）対策の実施状況についても、併せて点検を実施し、万全を期する必要がある。

新型インフルエンザ対策や新型コロナウィルス感染症対策については、新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく政府及び国土交通省の行動計画や、新型コロナウイルス感染症に関する業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている。これらを踏まえて、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

**第２ 期間**

**令和３年１２月１０日(金)～令和４年１月１０日(月)**

**第３ 重点点検事項**

今年度の総点検においては、以下の４つの点検に特に留意する。

１ 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況

２ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

３ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

４ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

**第４ 点検事項（抜粋）**

**自動車交通関係**

**【点検事項】**

（１）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況

（２）①運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況

　　　②運転者に対する「アルコール依存症スクリーニングテスト」を活用した適切な指導及び監督の実施状況

（３）①整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

②大型車の車輪脱落事故防止「令和２年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の社内啓発活動の実施状況

（４）大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

（５）コンテナ輸送における安全対策の実施状況

（６）バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況

（７）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（８）テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

（９）新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

**利用運送業関係**

**【点検事項】**

（１）危険物輸送を管理するための体制整備状況

（２）テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

（３）新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

**第５ 総点検実施要領（抜粋）**

（１）総点検は、現場機関のみにまかせることなく、経営トップを総点検最高責任者に選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。

（２）重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。